

スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン

なくそう スクール・セクハラ！

平成 20 年 10 月

長野県教育委員会

目次

はじめに	1
本書におけるスクール・セクハラとは	2
スクール・セクハラ防止に向けて	
1 学校としての組織的取組	
(1) 組織づくり	3
(2) スクール・セクハラ防止システム	4
(3) 校内研修	5
2 「自己に問う」～自己点検30項目～	
(1) 授業、休み時間で	8
(2) 面談(相談)、個人指導で	8
(3) 身体測定で	9
(4) 泊を伴う行事で	9
(5) 部活動で	10
(6) 教育環境について	11
(7) 教師同士の言動について	12
(8) 教育実習で	12
(9) 保護者とのかかわりの中で	13
自己点検集計表	13
3 児童生徒に教えておきたいこと	14
スクール・セクハラが起きてしまったら	
1 児童生徒や保護者が安心して相談できる校内の体制	16
2 被害を受けた児童生徒のケア	16
3 加害職員への指導	17
4 被害児童生徒の保護者等への対応	17
5 その他の事後対応	18
処分例に学ぶ	19
スクール・セクハラ校外相談窓口	
1 県教育委員会の相談窓口	21
2 市町村教育委員会の相談窓口	21
3 その他の相談窓口	21
参考資料紹介	22

はじめに

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）は、性的な言動によって相手に不快感を与えることですが、これは重大な人権問題です。残念ながら学校においても、セクハラの問題が発生している現実があります。

本県では近年、児童生徒が被害を被る教員によるわいせつ行為が発覚し、大きな社会問題となりました。このようなことが学校で起こってしまう背景には、私たち教職員が、日頃の学校生活に潜むセクハラに気付かないまま過ごしてしまっている現実があるのではないのでしょうか。

長野県教育委員会では、このような現実を重く受け止め、学校におけるセクハラを根絶することがわいせつ行為の防止につながると考えて、慚愧に堪えない思いで本書を作成することとしました。

学校におけるセクハラをスクール・セクハラと言い、教職員の間で発生することもあります。また、「加害者が教職員、被害者が児童生徒等」である場合は、児童生徒等を人間嫌いや学校嫌いに追いやり、不登校や精神的な疾患を誘発し、学びの意欲を失わせるばかりでなく、将来にわたって人間不信に陥れるなど児童生徒等の心身に取り返しのつかない深い傷を残す行為であり、決して許すことのできない非違行為です。

このようなスクール・セクハラは、児童生徒等の人格を無視する中で発生するもので、教職員としてはもちろん人間としての人権感覚が欠如しているために行われるものです。また、加害者と被害者に「指導する」側と「指導を受ける」側の関係があるため、教職員が気付くことがないうちに深刻な事態に発展してしまう危険性が大きいのです。

教職員はもちろん外部講師等も含めて児童生徒等の指導にかかわるすべての方が、このガイドラインを活用し、スクール・セクハラに対する基本的な考え方を新たにし、自ら日頃の言動を児童生徒や保護者等の立場になって振り返ってみましょう。そして、児童生徒等が安心して伸び伸びと学ぶことができる健全で明るい教育環境を一層充実させましょう。

*知らず知らずのうちに児童生徒等の心を傷つけている言動はありませんか？
冗談や親愛の表現のつもりで、不快感を与えていることはありませんか？*

スクール・セクハラは教職員の非違行為です。
みんなで注意し合って学校からセクハラをなくしましょう。

本書におけるスクール・セクハラとは

本書における「スクール・セクハラ」とは、学校において、教職員が、児童生徒等やその関係者に、性的な言動*によって不快感を与えることを言います。

*具体例はP14を参照してください。

- 誰が・・・教職員はもちろん外部講師等も含めて児童生徒の指導にかかわるすべての者が対象です。
- 誰に・・・児童生徒や保護者、卒業生、教育実習生など、教職員から職務上「指導をうける」立場にあるすべての人々とその関係者が対象です。
- 何を・・・性的な言動によって相手に不快感を与えることを言います。性別によって役割を分担すべきとする意識に基づいて相手を不快にさせる言動も含まれます。
- どこで・・・授業、部活動、修学旅行など学校教育が行われるすべての場所が対象です。
- 背景・・・教職員と児童生徒等という立場の違い、すなわち指導する側と指導をうける側、大人と子ども、強者と弱者、というような立場の違いがあることが背景です。

【事例】

数学を担当するA教諭は、授業中にしばしば性的な冗談を言います。A教諭はうつむいている女子生徒の様子から冗談が受けていると思っていました。

しかし、多くの生徒の本心は、「気持ちが悪くて授業に集中できない。数学を勉強したくなくなってしまう」というものでしたが、成績を下げられることを恐れて教諭には抗議できませんでした・・・

【解説】

性に関する受け止め方には、個人差や男女差があり、軽い冗談やからかいのつもりでの言動でも相手を不快にさせることがあります。

またスクール・セクハラでは、教職員が成績評価や指導を行う立場、児童生徒はされる立場にあるため、児童生徒等が不快に感じていても意思表示ができない場合や児童生徒の発達の段階によってはセクハラの被害を自分では判断できない場合があります。

したがって、教職員は相手の意思表示の有無にかかわらず「不快にさせる性的な言動」を行わないよう、常に相手の立場になった言動が求められます。

スクール・セクハラ防止に向けて

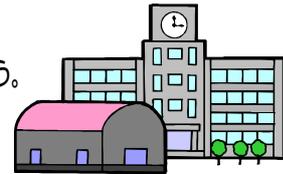
一人一人の自覚のもとに、教職員が一丸となって取り組んでいきましょう！

1 学校としての組織的取組

(1) 組織づくり

【学校での組織的取組】

- ・校長を中心とした指導体制を確立し、教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるよう職場の人間関係をつくっていきましょう。
- ・児童生徒のシグナルを見落とさないように、教職員は日頃から児童生徒の様子に細心の注意をはらい、児童生徒との良好な人間関係を築いていきましょう。
- ・同僚性を発揮し、教職員同士が気軽にコミュニケーションが図れる職場になるようにしましょう。
- ・**スクール・セクハラ防止委員会(仮称)**を設置し、学校の実情に応じて、定期的を開催しましょう。
- ・**相談窓口**を設け、児童生徒の相談に応じる際の基本的な姿勢を身に付けておきましょう。
- ・相談窓口を設置したことを児童生徒・保護者に知らせましょう。



【スクール・セクハラ防止委員会(仮称)の設置】

- ・相談窓口担当職員、事案解決に関係ある校内組織・学年、人権教育担当、養護教諭、PTA、学校評議員等で編制しましょう。
- ・スクール・セクハラ防止システムを構築し(次頁参照)、学校関係者に周知・徹底を図りましょう。
- ・学校の実情に応じて、定期的に会をもち、情報の交換や事例等の研修資料を作成・校内研修等を実施して、常に教職員の意識啓発に努めましょう。
- ・児童生徒の意識調査を実施し、校内研修に生かしましょう。

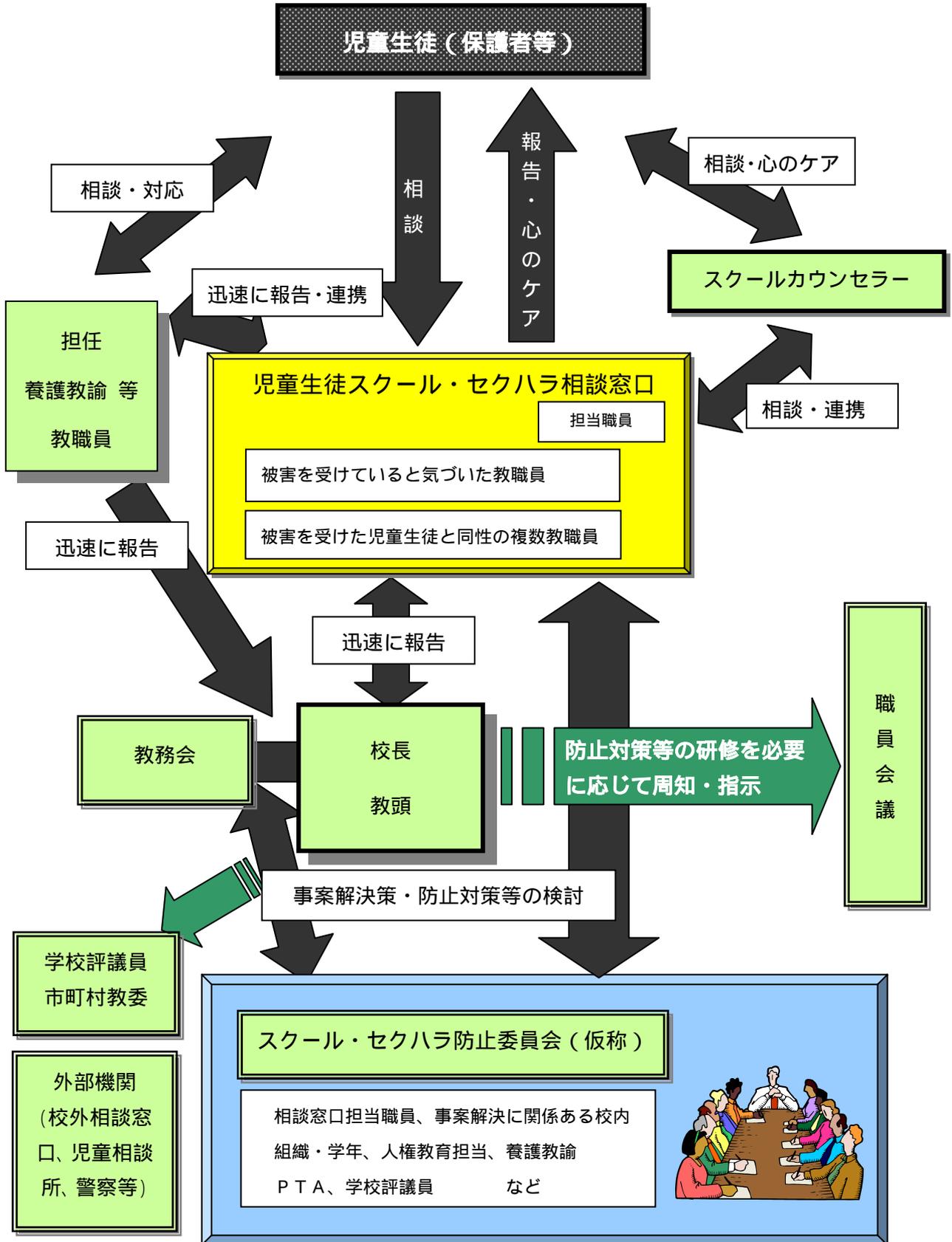


【児童生徒の相談窓口の設置】

- ・担当職員を決め、児童生徒、保護者に担当職員名を伝えましょう。
- ・被害を受けた児童生徒と同性の複数の教職員で相談に当たしましょう。
- ・プライバシーを確実に守ることができる部屋で行うように留意しましょう。
- ・「そんなに大したことはない」、「まさかあの人があることにはしないだろう」といった先入観を排除して相談に当たしましょう。
- ・相談の最初の段階で、無視、無理解、批判、非難を受けると、そのことがまた大きなショックになる可能性があります。十分な注意を払いましょう。



(2) スクール・セクハラ防止システム (参考例)



(3) 校内研修

【教職員の意識改革と行動改革】

- ・教職員一人一人が、スクール・セクハラは重大な人権侵害にあたる行為であることを認識し、日頃から自らの言動や行動を見直し、人権感覚を磨く。
- ・児童生徒の発達段階に応じた指導方法、内容について、参加体験型の研修を企画・運営して、教職員の共通理解を図る。



【実施方法】

本書を活用して、スクール・セクハラについての基本的な知識を身に付ける。
新聞記事から具体的な事例を取り上げ、「被害にあった児童生徒の気持ちを考える」、「問題点を発表し合う」などのことを通して、スクール・セクハラについて認識を深める。
人権に関わる研修など、他の研修を行う際に、スクール・セクハラについても話題に取り上げる。

【研修すべき事項】

児童生徒への指導について 14 ページ「児童生徒に教えておきたいこと」参照
スクール・セクハラとは何かを認識させる。
スクール・セクハラと思った場合、相手に拒否や不快の意思表示をする、性的被害にあいそうな場合は、その場から逃れるなどの対応力を身に付けさせる。
信頼できる人に相談するように指導する。
学校や学校以外の相談機関や電話番号を児童生徒に伝えておく。

児童生徒からスクール・セクハラ相談があった場合の教職員の対応について
16 ページ「スクール・セクハラが起きてしまったら」参照
複数で相談にあたり、少なくとも1名は被害を受けた児童生徒と同性の者が加わる。
児童生徒のプライバシーを守ることができる部屋で話をする。
「話に来てくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」などの声をかけ、児童生徒が安心して話せる雰囲気をつくる。
児童生徒の話が、前後関係がわかりにくいものであったり、同じ話を何度も繰り返したりしても、児童生徒のペースに合わせて話を最後まで聞く。
教職員が連携して、スクールカウンセラーの活用なども含め、継続して支援する。
保護者に対して、十分に説明、対応する。
児童生徒から相談を受けたり、スクール・セクハラを目撃したりした場合は、管理職に報告する。**(管理職は、教育委員会に報告する)**
加害者(加害者とされる教職員)に事情を説明し、個人情報の管理・徹底を図りつつ、校長を含む複数の教職員で事実確認を行う。必要に応じて第三者から情報を収集する。

スクール・セクハラ防止に向けた研修用資料

スクール・セクハラを考える（事例）

次のケースはどこに問題があるでしょうか。改善策も含めて職場で話し合みましょう。その後、次のページに進んでください。

ケース1

ホームルームでのこと。学級担任が「教室が散らかっています。女の子なら、さっさと気づいて掃除をするようでないといやお嫁さんになれません」と冗談のつもりで言いました。

ケース2

ある男性教員は、部活動の後、汗をかいたと言っては上半身裸になり、職員室を歩き回ることが頻繁にあります。職員室を訪れる女子生徒は男性教員を見ないようにしています。

ケース3

身体測定の時、ある女性職員が男子の身体測定に割り当てられ、男性生徒の身体をなげなくですが何度も見えています。この学校では、必ず上半身裸で計測するように指導していますが、見られた男子生徒はいやだと思っています。

ケース4

ある女性教員は指導上特に必要もないのに、生徒の肩に手をかけたり、身体に触れながら話をしたりする癖があります。本人は親近感を持っているつもりですが、いやがっている生徒もいます。

ケース5

ある男性教員は指導上特に必要もないのに、放課後、補習をするといって特定の女子生徒を教科研究室に呼び出し、肩をもませています。

ケース6

ある学級の壁に女性の水着姿のカレンダーが貼ってあり、いやだと思っている女子生徒もいます。学級担任ははがすように指導していません。

ケース7

ある教職員は、生徒から「遊びに行こう」と言われた際に冗談のつもりで「デートしよう」と答えました。

スクール・セクハラについて考える視点

ここでは、基本的な問題だけ示しました。話し合いを進めるなかで、さらなる問題点や改善方法を出し合いましょう。

ケース1

「性別により役割を分担すべき」とする意識に基づく相手を不快にする発言であり、児童生徒の感じ方により「環境型セクシュアル・ハラスメント」を引き起こします。もし、不快に感じる児童生徒がいなかったとしても、教職員の言動に潜む、性別により役割を分担すべきとする意識は児童生徒の中で再生産されるために、このような発言は慎むべきだと考えられます。

ケース2・3

身体を見た・見られたという感じ方は個人や男女差があり、見られたと思い深く傷ついたり、見てしまったと思い不快に感じたりします。

ケース3・4

男性が女性の言動に不快を感じる場合もあります。

「男子ならよい」「加害者は男性だけ」という考え方も改めなければなりません。また、同性・異性にかかわらず、不必要な凝視や身体的な接触は相手が不快に感じる場合があります、スクール・セクハラを引き起こすことが考えられます。

ケース5

指導上特に必要ないのに「特定の女子生徒」を呼び出すことは、女性を性的な関心や欲求の対象として見ているという行為です。また、この女子生徒は呼び出させたり、肩をもませたりといった行為に疑問を感じたとしても、成績評価等の取扱いへの影響を考えると断ることができません。

ケース6

教職員は行為者が判明しない場合であっても、児童生徒の感じ方に配慮し、スクール・セクハラを引き起こす環境を放置せず、教育環境を整えるために対応しなければなりません。

ケース7

この教職員が親しみの表現のつもりであったとしても、内容は性的なものであり、スクール・セクハラを引き起こします。まわりで聞いている児童生徒が不快に感じた場合、本人だけでなくまわりの児童生徒に対する「環境型セクシュアル・ハラスメント」を引き起こします。

2 「自己に問う」～自己点検 30 項目～

人権感覚の見つめ直しでもあります。改めて自問してみましょう。

自己評価 「十分気を付けて（考えて）適切な言動をとっている」・・・A
「気を付けて（考えて）いるが、改善の余地がある」・・・B
「不適切な言動がある」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・C

(1) 授業、休み時間で

「教育的なスキンシップ」だとして、次のような行為はしていないでしょうか【点検1】

- ・ 高学年女子児童を膝の上に乘せ抱きかかえる
- ・ がんばれよと女子児童生徒の尻に触れる など

【点検1】

「軽い冗談」のつもりで次のようなことを言っていませんか【点検2】

- ・ 授業に集中できない生徒に「エロ本の見過ぎじゃないか」
- ・ 女子児童生徒に「いい胸になってきたな」 など

【点検2】

運動の補助等身体に触れる指導や方法は適切でしょうか【点検3】

- ・ 腹筋を働かせているか触ってチェック
- ・ 高学年の排泄指導で、異性のトイレに入る（特別支援学校等）

【点検3】

教育の目的外で児童生徒の撮影や録画をしていませんか【点検4】

【点検4】

(2) 面談（相談）、個別指導で

必要ないのに男女1対1の密室状態をつくっていませんか【点検5】
（相談内容からして、ドアを閉める必要などがある場合も、複数で指導に当たる等の配慮はしたい）

【点検5】

面談内容や指導内容の記録はとっていますか【点検 6】
(児童生徒の目の前では、ペンを走らせない方がよいこともあるが、病院のカルテと同様、指導記録を残すことが大切。スクール・セクハラ防止にもつながる)

【点検 6】	<input type="checkbox"/>
--------	--------------------------

校外に連れ出しての個別指導を行っていませんか【点検 7】

【点検 7】	<input type="checkbox"/>
--------	--------------------------

保護者や家族であったならと考えながら指導しているか【点検 8】

【点 8】	<input type="checkbox"/>
-------	--------------------------

(3) 身体測定や内科検診等で

高学年女子児童の測定補助は女性教員が担当するなどの配慮をしていますか【点検 9】

【点検 9】	<input type="checkbox"/>
--------	--------------------------

(4) 泊を伴う行事で

事前の持ち物検査で女子児童生徒の着替え等のチェックまで男性教員が行っていませんか【点検 10】

【点検 10】	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------

女子児童生徒の部屋の見回り指導は女性教員が行うなどの配慮をしていますか【点検 11】

【点検 11】	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------

入浴指導は同性教員が行っていますか【点検 12】

- ・ 男性職員が少なく、貸し切りなので、女性職員が高学年男児入浴時の脱衣場の指導をする など

【点検 12】	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------

(5) 部活動で

身体へ不必要な接触をしていませんか【点検 13】

- ・スキンシップと称し、髪、肩、背中、腰に触れる
- ・不必要なマッサージをする マッサージをさせる など

【点検 13】

容姿や身体的特徴を話題にしていませんか【点検 14】

- ・胸が大きい 尻の形がいい 毛深い
- ・不必要に身体のサイズを聞く など

【点検 14】

個別指導が必要な場面では、男女 1 対 1 の密室にならないような配慮をしていますか【点検 15】

【点検 15】

性に関することや異性関係に関することを話題にしたり、質問したりすることはありますか【点検 16】

- ・今、付き合っている人は？ キスしたことある？
- ・ラブホにいつてみたい？ など

【点検 16】

女子生徒の生理に対し、必要以上の質問をしていませんか【点検 17】

【点検 17】

「男だから...」「女だから...」という意識で指導していませんか

【点検 18】

- ・部長は男子 副部長は女子
- ・男のくせに泣くな！ 女のくせに生意気だ！ など

【点検 18】

電話、メールを不適切に使用していませんか【点検 19】

- ・ 私用での呼び出し
- ・ 卒業生等、不要になったメールアドレスの削除をしてない など

【点検 19】

付記

生徒の安全を確保するため、計画的な部活動運営を！

保護者から 「うちの子まだ帰ってこないが・・・」
「迎えに来たが、まだ活動している。いつ終わるの・・・」
生徒から 「練習が延びて、予定していたことができなくなっちゃった・・・」
「一人で帰るから、家に着くまで不審者に会わないか心配・・・」
地域住民から 「こんな時間（早朝、夜間）に練習しているが・・・」

学校の他の教職員、保護者に練習計画、大会引率計画を周知する。

活動時間（特に下校時刻、大会参加後の解散時刻）

引率者、参加生徒、活動場所、移動方法

**（これらのことがあいまいであったり、不徹底であったりするために、
スクール・セクハラを含め、さまざまな問題が起こっています。）**

顧問にとっても、生徒にとっても時間には限りがあります。限られた時間を効率よく使い、成果を挙げることが顧問に求められます。生徒は顧問の私有物ではありません。

部活動中のスクール・セクハラは、部活動顧問と部員、指導する側と指導を受ける側、大人と子どもというように何重もの力関係が存在している中で発生することが考えられます。生徒の人権に十分配慮し指導に当たることが大切です。

また、部活動の円滑な運営のためには、保護者の理解、協力が欠かせません。保護者との信頼関係を築くため、開かれた部活動運営に心がけましょう。

（6）教育環境について

教室に女性の水着姿のカレンダーなど不適切な掲示物が貼ってありませんか【点検 20】

【点検 20】

露出し過ぎ等、児童生徒に刺激を与えるような服装はしていませんか

【点検 21】

【点検 21】

(7) 教職員同士の言動について

児童生徒の前で性的な会話をしていませんか【点検 22】

- ・言語理解の難しい児童生徒だからと、その前で教師同士、性生活の話を
する(特別支援学校、小学校低学年) など

【点検 22】

問題(疑問)に感じた同僚の言動について、指摘し合っていますか

【点検 23】

【点検 23】

(8) 教育実習で

実習生の容姿を話題にしていませんか【点検 24】

- ・「その服、体を締め付けすぎじゃない」
- ・「いい体型しているね」「スリーサイズは」 など

【点検 24】

指導は、男女1対1の密室状態にならないよう注意していますか

【点検 25】

【点検 25】

指導教諭と実習生という関係を利用して不適切な言動をとっていませんか【点検 26】

- ・「明日の授業について話ながら外で食事しようか」
- ・「実習の打合せをするから今夜住宅に寄ってくれ」 など

【点検 26】

3 児童生徒に教えておきたいこと

児童生徒の人権を守る視点から、児童生徒がスクール・セクハラに対する認識を深め、適切に対応できる力を身につけるとともに、安心して相談できる窓口があることを指導しましょう。

(1) スクール・セクハラとは何かを認識させる

スクール・セクハラとは？

学校の中で先生や先輩・友だちからの性に関する話しかけや行いによって不快な気持ちになることを言います。

- ・ 必要がないのに身長や体重等を聞くこと
- ・ 性に関することを興味本位で聞いたり、話したりすること。
- ・ 不必要に相手の体に触れること。
- ・ 不要な電話をしたり、メールを送ったりすること。
- ・ 本人に黙って写真やビデオ等を撮ること。
- ・ 男女の性別により行動や役割分担を一方向的に決めつけること
- ・ 閉ざされた部屋で二人きりにされること。 など。

男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性に対するものもスクール・セクハラになります。

「学校」には修学旅行や部活動の遠征も含まれます。

他人がうけている言動であっても、性的な不快をおぼえる場合はスクール・セクハラとなります。

(2) スクール・セクハラと思った場合の、対応力を身に付けさせる。

スクール・セクハラと思った場合は！

勇気を出して解決に向けての行動をおこしましょう！

- ・ がまんしない。
- ・ その場から離れる。他の人がいる場所に逃げる。
- ・ 「いやです。」「やめて！」相手に不快であることをつたえる。
- ・ できるだけ早く信頼できる大人に話す。

いやな思い、つらい思いをしている自分が悪いのではありません。

(3) 信頼できる人に相談することを指導する。

ひとりで悩まないで相談しましょう！
ひみつは守られます。勇気を出して相談しましょう！
先生・友だち・お家の方になんでも相談しましょう。
相談できるところはたくさんあります。

(4) 学校や学校以外の相談機関や電話番号を児童生徒に伝える。

<学校> 校内相談窓口を設けています。
もちろん、保健室・相談室・図書館・・・など、校内の
先生、誰にでも相談できます。
<学校外の相談窓口 相談電話>
「V スクール・セクハラ校外相談窓口」P.21 参照

* 名前を言わなくても相談は受けられます。
本人ではなくお家の人からの相談でも大丈夫です。

* 配慮してほしいこと

スクール・セクハラが発生した際に突然指導を行ったり、スクール・セクハラのみについて指導を行ったりするのではなく、日頃の学級指導や生徒指導、人権に関わる指導の際にスクール・セクハラについても取り上げるようにしてください。

スクール・セクハラが起きてしまったら

スクール・セクハラは重大な人権侵害です。問題を軽く考えたり、先入観を持ったりすることなく、被害者の救済を最優先に考えます。迅速かつ適切に対応することで、被害の深刻化や拡大を防ぎます。

スクール・セクハラについての全教職員の共通理解のもと、被害を受けた児童生徒の心に寄り添った対応をしましょう。

1 児童生徒や保護者が安心して相談できる校内の体制

日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、学校全体で相談しやすい雰囲気づくりをすすめる。

児童生徒が自分の気持ちを安心して話せる場を確保し、秘密の保持に留意する。

児童生徒、保護者等から相談を受けたら、校長、教頭などに早急に報告し、組織的に対応する。その際、相談者に対しては誠実かつ丁寧に対応する。

2 被害を受けた児童生徒へのケア

(1) 相談・対応の仕方

被害を受けた児童生徒と同性の複数の教職員で相談にあたる。

児童生徒のプライバシーを守ることができる部屋で話をする。

「よく話してくれたね。」「あなたは悪くない。」という受容的な言葉、態度で、児童生徒のペースに合わせ、結論を急がせることなく、ゆっくりと話を聴く。

「本当なのか。」「その先生はそんなことをする人ではない。」などの児童生徒を疑うような発言や、「なぜ逃げなかったのか。」「そんな格好をしているからだ。」など児童生徒を責めるような発言は決してしない。いつ、どこで、だれが、どのようなことをしたのか、具体的な状況の把握に努める。

被害を受けた児童生徒や保護者が求めているのは、加害(者とされる)教職員からの謝罪なのか、今後の再発防止なのか等、その気持ちを的確に把握する。

事実関係を知る第三者がいらないか、すでに相談した相手がいらないかを確認する。

(2) 児童生徒へのケア

被害を受けた児童生徒が心理的な圧迫を受けないよう、児童生徒と加害者とされる教職員とを分離する。

常に複数の教職員が被害を受けた児童生徒を見守り、児童生徒が安心して学校生活を送れるようサポートする。

被害を受けた児童生徒の動揺が大きい時は、スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒の心のケアに努める。

被害を受けた児童生徒が、被害を訴えたために不利益を受けることのないよう、十分配慮する。

3 加害教職員への指導

事実関係を正確に把握し公平な判断を行うため、加害者とされる教職員から管理職を含めた複数人で事実関係等を聴取する。予断・偏見を持たず、客観的に事実を確認する。

必要に応じて、第三者からも情報を収集する。

加害教職員の言動のうち問題があると認められる内容を指摘し、自らの行為について振り返らせ、反省を促す。また、その後の状況等を継続的に観察する。

教職員に自らの行為がスクール・セクハラであるとの意識がない場合は、その行動がスクール・セクハラに該当することを十分認識させる。

被害を受けた児童生徒が謝罪などを求めている場合は、その要求を加害教職員に伝え、誠意を持って対応するよう指導する。

4 被害児童生徒の保護者等への対応

(1) 被害を受けた児童生徒の保護者への対応

事件発生後、速やかに状況を把握したうえで、被害を受けた児童生徒の保護者に連絡を取る。その際、管理職を含む複数の教職員で誠意をもって対応する。

事実関係や経過を説明するとともに、児童生徒への今後のケアや解決に向けた見通しを適切に伝え、保護者の不安感の解消に努める。

加害教職員からの謝罪や学校としての再発防止の具体的な手段・方法などを説明し、信頼回復に努める。

(2) 一般の保護者への対応

事件の情報が周囲に広がっているような場合には、速やかにPTA役員等と協議し、被害を受けた児童生徒と保護者の了解を得たうえで、必要に応じて説明会等を開催する。

一般の保護者への説明の場では、当事者のプライバシーの保護に配慮しながら事実を正確に伝えるとともに、再発防止等に向けた学校の取組について説明し、理解を得るよう努める。

5 その他事後対応

外部に対しては、窓口を校長または教頭に一本化し、組織的に対応するとともに、被害者のプライバシー保護に細心の注意を払う。報道機関の取材に対しては、冷静に誠実に対応する。

心無いうわさ話によって被害者がさらに傷つくといった二次被害の防止及び再発防止に全力を挙げる。

校長は、状況を教育委員会に随時報告するとともに、連携を取りながら、適切な対応に当たる。

課題を明確にし、全教職員の共通理解の下、スクール・セクハラ防止委員会（または、それに変わる組織）を中心に、再発防止のための学校体制を構築する。その際、個人情報の保護に留意し、守秘義務を厳守する。

処分例に学ぶ

セクハラ・わいせつ行為に対する懲戒処分例を示しました。 - 2 の点検項目との関連も補足しましたので併せて参照してください。

(H16.4.1～現在)

所属部局 職位 年齢	処 分 内 容	処 分 理 由
中学校 教諭 51歳	免職	女子中学生をホテルに誘ってわいせつ行為を行った。長野県教育委員会は、セクシャル・ハラスメントやわいせつ行為の厳禁について再三指導を行ってきたが、それにもかかわらずわいせつ行為を行い、生徒・家族の心に深い傷を与えた。
【点検7, 8, 15他】 授業や部活動でも不適切な指導あり。		
中学校 校長 57歳	減給 1/10 3月	教職員の監督の立場にあるにもかかわらず、部下教諭が女子中学生をホテルに誘い、わいせつ行為を行っていた事実に気付かなかった。また、同教諭が、授業中に性教育と称して卑わいな話をしたことや行き過ぎた指導を行ったことの情報を得た際、事実を確認したにもかかわらず市町村教育委員会への報告を怠った。
高等学校 教諭 53歳	減給 1/10 3月	温水プールにおいて、泳ぎに来ていた小学生の腰から背中にかけて水着を左手で触った。さらに別の児童の脇を右手で触った。被害児童からの訴えにより、プール監視員に呼び止められ、警察官の取調べを受け、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反として略式起訴された。
【点検3, 8, 13他】 指導場面ではないが、点検3や13もこのような事案の抑止につながる。		
高等学校 教諭 44歳	免職	以前勤務していた高等学校において、当時一年生の女子生徒の相談に応じる中で、しばしば二人で出かけるようになり、自家用車の中で同生徒の体に触れたり性的な関係を持つなどの行為を繰り返した。
【点検5, 6, 7, 8他】		
高等学校 教諭 59歳	免職	女子生徒をドライブに誘い、車内で不適切な性的質問をした。さらに、車内でキスを繰り返すとともに、物陰でキスと抱擁をした後、胸に触れた。
【点検5, 7, 8他】		
高等学校 技術職員 52歳	停職 6月	始業前に校内の一室で、生徒と会話を交わすうちに、不意に生徒を抱き寄せて額や目元に軽くキスをした。
【点検1, 5, 8他】		
高等学校 教諭 41歳	停職 6月	電車に乗り遅れた女子生徒を自宅まで車で送った。自宅前に到着し、車外で言葉を交わした後、別れ際に生徒に近づき、キスに及んだ。 なお、生徒との間で携帯電話による不適切なメールのやりとりをし、さらに、同窓会が布設したインターネット回線に接続してある公用パソコンを不正に利用し、年齢制限のあるメルマガを生徒に聞かせ、それをCDにコピーして渡した。
【点検7, 8, 19他】 19は、部活動場面に限らず注意したい事項。		
高等学校 校長 53歳	戒告	同校教諭の女子生徒へのキス等に及ぶ不適切な事実を知ったが、被害者の人権に配慮するあまり、県教育委員会に報告することなく、独自の判断で問題を処理し収束を図った。

小学校 教諭 29歳	免職	約3ヶ月に渡り、女子児童にキスをしたり、体に触ったりする等の不適切な行為を繰り返した。
【点検1, 3, 5, 8他】		
小学校 校長 56歳	減給 2/10 3月	監督の立場にあるにもかかわらず、学校内で部下職員が児童に対して継続的に行ったわいせつ行為について、その事実気付かなかった。 また、県教委が開催した「体罰、セクシャル・ハラスメントの根絶を図る校長会議」を受けて実施した校内研修会に、わいせつ行為を行った教諭が病気で欠席したにもかかわらず、その後の個別指導を怠った。
高等学校 教諭 53歳	免職	勉強で遅くなった女子生徒を学校から車で送る途中、付近に人気のない山中で車を止め、車中でマッサージと称して直接体に触れ、不適切な性的会話をするなど行為をした。
【点検5, 6, 7, 8, 13, 16他】 13, 16は部活動に限らず注意が必要な事項。		
高等学校 教諭 61歳	免職	クラブ員を引率して宿泊中、女子生徒にセクハラ行為をした。また、その翌日、運転中に同乗していた他の女子生徒にもセクハラ行為をした。
【点検8, 11, 15他】		
高等学校 教諭 45歳	停職 6月	クラブ指導中に、女子生徒に対してセクハラ行為をした。
【点検8, 13, 15他】		
高等学校 教諭 44歳	減給 1/10 1月	授業欠席状況確認のため訪れた保健室で、休んでいた女子生徒に不適切な発言をした。 同人は、以前にも他の女子生徒に同様の発言をしているほか、校内で移動を促すための指導として、身体を手で押したりすることもあった。
【点検2, 3, 8他】		
中学校 教諭 33歳	免職	駅前の路上で、女子高校生に自家用車で近づき、美術館へ誘い、同駐車場で車に乗せ、身体を触るなどのわいせつ行為をした。 同人は、長野地方裁判所へ強姦未遂罪で起訴された。
【点検8他】		
小学校 教諭 33歳	免職	放課後、女子児童に目をつむらせて自慰をした。 また、他日女子児童に背中を向けさせ、自慰を試みた。
【点検1, 5, 8他】		
小学校 校長 60歳	戒告	学校内における部下職員のわいせつ行為について、保護者から訴えがあるまで事実を把握しておらず、その職責を怠った。

点検8「保護者や家族であったならと考えながら指導しているか」は、いずれの事案にも関連しており、学校教育の原点として大切な点です。

< 勤勉手当等への影響について >

停職、減給、戒告の場合、いずれも勤勉手当が減額されます。また、停職の場合は退職手当も減額されます。

スクール・セクハラ校外相談窓口

児童生徒に伝えておきたい学校外の相談窓口・相談電話です。

1 県教育委員会の相談窓口

窓口対応については、同性の立場での相談を求めることができますのでお申し出ください。

義務教育課管理係

月～金 8：30～17：15 TEL 026-235-7426

高校教育課管理係

月～金 8：30～17：15 TEL 026-235-7430

特別支援教育課指導係

月～金 8：30～17：15 TEL 026-235-7456

子どもの権利支援センター

月～金 8：30～18：00 TEL 026-235-7458

総合教育センター 相談専用電話

月～金 9：00～17：00 TEL 0263-53-8811

2 市町村教育委員会の相談窓口

3 その他の相談窓口

子どもの人権110番

月～金 8：30～17：15 TEL 0120-007-110

メールでも24時間相談できます。

(法務省のホームページからアクセスできます。)

パソコン用 <http://www.moj.go.jp/>

携帯用 <http://www.moj.go.jp/k/index.html>

チャイルドライン

月～金 16：00～21：00 TEL 0120-99-7777

参考資料紹介

-  「あなたへのメッセージ - 男女共同参画社会の実現をめざして - 」
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/kikaku/pamph/data/20message.pdf>
-  「女だから？ 男だから？」
（男女共同参画社会づくりリーフレット（小学校高学年向け））
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/kikaku/pamph/data/19dakara.pdf>
-  「女性のための相談窓口 ～ 県内の主な公的相談機関のご案内～ 」
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/danjo/soudan.pdf>